

【表紙】

【発行登録番号】 6 - 外 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 6 年12月13日

【会社名】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(ABN 33 007 457 141)
(Westpac Banking Corporation (ABN 33 007 457 141))

【代表者の役職氏名】 グループ・トレジャリー バランスシート・リクイディティ・
アンド・ファンディング・マネジメント グローバル・ファン
ディング・ヘッド
ルーシー・キャロル
(Lucy Carroll, Head of Global Funding, Balance Sheet,
Liquidity and Funding Management, Group Treasury)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー市セントストリート275番地
ウエストパック・プレイス 3 階
(Westpac Place, Level 3, 275 Kent Street, Sydney, NSW
2000, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤史

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤史

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（令和 6 年12
月21日）から 2 年を経過する日（令和 8 年12月20日）まで

【発行予定額又は発行残高の
上限】 発行予定額 7,500億円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

- 1【社債（短期社債を除く。）の募集】 未定。
- 2【新規発行による手取金の使途】
 - (1)【新規発行による手取金の額】 未定。
 - (2)【手取金の使途】 社債の発行による手取金は、発行会社による一般資金調達目的に使用される予定です。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（令和6年9月期）自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日
令和6年12月13日関東財務局長に提出
事業年度（令和7年9月期）自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日
令和8年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

令和7年3月中間期 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日
令和7年6月30日までに関東財務局長に提出予定
令和8年3月中間期 自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日
令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を令和6年12月13日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし。